

平成28年7月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第1202号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年4月11日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

加 藤 了 嗣

東京都渋谷区代々木2丁目11番2号

被 告

[Redacted]

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役

[Redacted]

Y

[Redacted]

被 告

[Redacted]

Y

(以下「被告[Redacted]」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士

加 城 千 波

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、各自890万円及びこれに対する、被告会社は平成27年3月29日から、被告[Redacted]は同年5月6日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨。ただし、訴状送達の日は、被告会社に対しては平成27年3月28日、被告[Redacted]に対しては同年5月5日である。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告会社が第二種金融商品取引業の登録を受けないで、また、高配当が得られるなどと欺瞞を用いて、いわゆる集団投資スキーム持分の勧誘に当たる行為を違法に行い、原告がこれに応じて出資金を交付したことにより、原告に損害が生じた、あるいは、被告会社が不当に利得したなどと主張して、被告会社に対しては民法709条若しくは715条に基づく損害賠償（遅延損害金の請求を含む。）、又は、同法703条に基づく不当利得返還請求（同法704条の法定利息及び損害賠償金の請求を含む。）を、被告会社の代表取締役である被告Yに対しては会社法429条1項に基づく損害賠償（前同）を求めるとともに、選択的に、被告Yが被告会社の代表取締役として出資金名目で金員を詐取するための取引を構築し、被告会社従業員らをしてこれを実行させ、原告がこれに応じて出資金を交付したことにより、原告に損害が生じたなどと主張して、被告Yに対しては民法709条に基づく損害賠償（前同）を、被告会社に対しては同条又は会社法350条に基づく損害賠償（前同）を求める事案（ただし、後者は一部請求）である。

## 1 前提事実

争いのない事実（争うことを明らかにしない事実を含む。）並びに証拠（甲1, 4, 7, 8, 10, 12ないし15）及び弁論の全趣旨によって容易に認定することができる事実は、以下のとおりである。

- (1) 被告会社は、被告会社の代表取締役である被告Yが平成11年4月30日に設立した、押し花等の教育事業、製造・販売等を営む会社であり、金融商品取引法（以下「金商法」という。）28条2項所定の第二種金融商品取引業の登録を受けていない。
- (2) 被告会社は、平成24年当時、「ビジネスパートナー」と称する契約モデル（以下「本件契約モデル」という。）による取引を勧誘していた。本件契約モデルについて、被告会社は、案内パンフレット等において、①顧客が押し花ブーケ、フラワーアレンジなどのレンタル用の商材を被告会社から一定

額で買い取り、②被告会社が顧客からこれらの商材を借り上げて、取引先に貸与し、③レンタル事業その他の事業の収益の中から、被告会社が、顧客に対し、一定額のレンタル料を支払うという取引であると説明していた。

- (3) 原告は、平成24年10月頃、被告会社から本件契約モデルによる取引の勧誘を受け、被告会社に対し、レンタル用の商材一式の購入代金を500万円、レンタル料の受取期間を同年11月から平成27年11月までの37か月、レンタル料を月額30万円（受取合計額1110万円）とする取引を申し込み、平成24年10月2日、上記購入代金500万円を支払った。
- (4) 原告は、平成25年10月頃、被告会社から本件契約モデルによる取引の勧誘を受け、被告会社に対し、レンタル用の商材一式の購入代金を500万円、レンタル料の受取期間を同年11月から平成28年12月までの38か月、レンタル料を月額30万円（受取合計額1140万円）とする取引を申し込み、平成25年10月31日、上記購入代金500万円を支払った。
- (5) 原告は、平成26年3月頃、被告会社から本件契約モデルによる取引の勧誘を受け、被告会社に対し、娘の名義で、レンタル用の商材一式の購入代金を500万円、レンタル料の受取期間を同年4月から平成29年5月までの38か月、レンタル料を月額30万円（受取合計額1140万円）とする取引を申し込み、平成26年3月26日、上記購入代金500万円を支払った（以下、前記(3)及び(4)の各契約と併せて「本件各契約」という。）。
- (6) 原告は、被告会社から、平成26年3月までに、レンタル料として、前記(3)の契約につき510万円を、前記(4)の契約につき150万円を、前記(5)の契約につき30万円をそれぞれ受領した。

## 2 争点及びこれに対する当事者の主張

### (1) 本件契約モデルによる取引の違法性

(原告の主張)

ア 公序良俗違反

本件契約モデルでは、顧客が購入したとされる商材の品目や数量等が何ら特定されておらず、顧客が購入したとされる商材とこれを利用して行うとされるレンタル事業の収益との対照関係も不分明であるから、本件契約モデルは、単に被告のレンタル事業に金銭を出資し、そこから生まれた利益の分配金を受けるといふ集団投資スキーム（金商法2条2項5号）に該当するといふべきである。

しかるに、被告会社は集団投資スキームの募集を行うに当たって必要とされる第二種金融商品取引業の登録をしていないところ、このような無登録営業行為は罰則をもって禁圧されているのであるから、本件契約モデルによる取引は、公序良俗に反して違法といふべきである。

#### イ 欺瞞による出資勧誘

被告会社は、本件契約モデルの顧客から集めた資金の運用実態がないにもかかわらず、これを秘して、高配当が得られるなどと欺瞞を用いて本件契約モデルによる取引を勧誘していたのであるから、本件契約モデルによる取引は違法といふべきである。

#### (被告らの主張)

##### ア 公序良俗違反について

否認ないし争う。

本件契約モデルは、出資を求めるものでも、それに対する確実な利益を保証したものでもない。

##### イ 欺瞞による出資勧誘について

否認ないし争う。

本件契約モデルは、元本を保証したものでも、高配当を標ぼうしたものでもない。本件契約モデルによる取引を勧誘する際、被告会社の事業が不振に陥った場合に約定のレンタル料が支払われないリスクがあることは顧客に対して説明している。

Y  
(2) 被告■■■■の悪意又は重過失に基づく任務懈怠の有無

(原告の主張)

被告■■■■は、被告会社の代表者として被告会社の営業方針を決定し、被告会社の従業員に対して指示・指導をしてその業務を監督すべき義務があるにもかかわらず、被告会社の組織的な違法行為を主導したのであるから、悪意又は重過失に基づく任務懈怠があるというべきである。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

約20年前に本件契約モデルによる取引を始めるに当たり、税理士及び弁護士に相談し、問題ない旨の回答を得ている。税務署による調査の際にも問題点を指摘されたことはなかった。

(3) 法律上の原因の有無

(原告の主張)

前記(1)の原告の主張のとおり、本件契約モデルによる取引は違法であり、本件各契約は公序良俗に反して無効（民法90条）となるから、原告が被告会社に対して支払った本件各契約の購入代金は、いずれも法律上の原因がないというべきである。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

前記(1)の被告らの主張のとおり、本件契約モデルによる取引は違法とはいえないというべきである。

Y  
(4) 被告■■■■による不法行為の有無

(原告の主張)

本件契約モデルによる取引で顧客から集められた資金が約定の配当を実施し得るように運用されていた実態はないから、本件契約モデルは、顧客から出資金名目で金員を詐取するための欺罔手段にすぎない。そして、被告■■■■

は、この違法な本件契約モデルを構築し、被告会社の従業員らをして、違法な業務を実行させたものであるから、不法行為責任を負うというべきである。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(5) 損害又は損失の有無及びその額

(原告の主張)

ア 本件各契約における未償還金 810万円

ただし、被告Yの不法行為による損害は本件各契約の出資金全額1500万円であり、本件訴訟における請求は一部請求となる。

イ 弁護士費用 80万円

(被告らの主張)

否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件契約モデルによる取引の違法性) について

(1) 前掲前提事実(2)のとおり、被告会社は、本件契約モデルについて、顧客が、被告会社のレンタル事業に供するレンタル用の商材を被告会社から購入し、その購入代金を被告会社に支払う一方、当該商材を被告会社に貸与して、被告会社からレンタル料を受領するという取引であると説明して勧誘している。

(2) しかしながら、証拠(甲8, 12ないし15)及び弁論の全趣旨によると、顧客が購入する商材は契約時点で具体的に特定されておらず、顧客に対して現実に引き渡されることもないこと、被告会社は、顧客から借り上げた商材の運用実績に関わりなく、顧客に対し、レンタル料として当該商材の購入代金を超える確定金額を支払う約定になっていること、被告会社は、顧客に対し、レンタル期間が終了した時点で当該商材を被告会社に寄贈するように求めていること、顧客は当該商材の購入代金を被告会社名義の普通預金口座に振込入金すること、同口座には、押し花教室の受講料やブライダルブーケの

代金、フラワーアレンジの代金など、被告会社の全ての売上げが入金されること、顧客に対するレンタル料その他の被告会社の支払は全て同口座から出金されることが認められる。

以上の事実によれば、本件契約モデルによる取引においては、顧客が支払った購入代金は特定の商材の購入に充てられるのではなく、レンタル事業その他の被告会社の事業全体の運営資金に充てられており、被告会社は、その運営資金によってレンタル用の商材を自ら調達するのであって、顧客からこれを借り上げるという実態もなく、その事業全体から生じた収益の一部を、レンタル料の名目で顧客に分配しているものと認められる。

- (3) そうすると、本件契約モデルによる取引における顧客の権利は、金商法2条2項5号柱書きに規定される、出資した金銭を充てて行う事業から生じる収益の配当を受けることができる権利にほかならないといえ、同号イないしニの定める除外事由にも当たらないから、金商法上の有価証券に当たるとみなされ（同項柱書き）、本件契約モデルによる取引を勧誘するためには、第二種金融商品取引業の登録を要することになる（同法29条、28条2項1号、2条8項7号へ）が、前掲前提事実(1)のとおり、被告会社は、その登録を受けていない。

したがって、本件契約モデルによる取引の勧誘は、金商法29条に違反する行為となるが、金融商品取引業が登録制とされた趣旨は、金融商品取引業を行う者に関して必要な事項を定めること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、もって投資者を保護することにある（同法1条参照）と解されることに照らすと、同条の登録を受けない者が行った金融商品取引業は、不法行為法上も違法と解するのが相当であるから、本件契約モデルによる取引の勧誘は、不法行為法上も違法であると認められる。

2 争点(2)（被告<sup>Y</sup>の悪意又は重過失に基づく任務懈怠の有無）について

- (1) 前掲前提事実(1)ないし(5)によると、被告<sup>Y</sup>は、被告会社が本件契約モデ

ルによる取引の勧誘を行い、本件各契約が成立した時期に被告会社の代表取締役の地位にあったと認められるところ、前記1で判示したとおり、本件契約モデルによる取引の勧誘は金商法29条に違反するとともに、不法行為法上も違法であると認められるにもかかわらず、被告Yは是正するための措置を何ら講じず、その任務を懈怠したものと認められる。

- (2) そして、本件契約モデルは被告Yが自ら発案したものであって（弁論の全趣旨）、本件契約モデルが、顧客が支払った購入代金を被告会社の事業全体の運営資金に充てるものであって、顧客が特定の商材を現に購入し、被告会社が顧客からこれを借り上げるという実態を伴わず、被告会社の事業全体から生じた収益の一部をレンタル料の名目で顧客に分配する仕組みになっていることを熟知していたと認められるから、被告Yの前記(1)の任務懈怠に関し、少なくとも重過失があったと認めるのが相当である。

これに対し、被告らは、約20年前に本件契約モデルによる取引を始めるに当たり、税理士及び弁護士に相談し、問題ない旨の回答を得ており、また、税務署による調査の際にも問題点を指摘されたことはなかったと主張する。

しかしながら、前者については、金商法が平成18年6月に成立するよりも前の事情であるから、そのような事情が認められたとしても、前記判断を左右しない。また、後者については、税務署による調査は、調査対象者の行っている取引が金商法に適合するか否かを調査するものではないから、そのような事情が認められたとしても、前記判断を左右しない。

- (3) したがって、被告Yには重過失に基づく任務懈怠が認められる。

### 3 争点(5)（損害又は損失の有無及びその額）について

前記1で判示したとおり、本件契約モデルによる取引の勧誘は不法行為法上違法であるから、被告会社は不法行為責任に基づき、また、前記2で判示したとおり、被告Yには被告会社の代表取締役として重過失に基づく任務懈怠があるから、被告Yは会社法429条1項に基づき、それぞれ原告が本件契約



モデルによる取引の勧誘に応じて本件各契約を締結したことによって被った損害を賠償すべき義務を負う。

その損害は、原告が本件各契約に基づき支払った購入代金合計1500万円からレンタル料として受領した690万円を控除した810万円及び弁護士費用80万円の合計890万円であると認めるのが相当である。

#### 4 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の本件請求は、被告会社に対しては民法709条に基づく損害賠償請求として、被告Y<sup>Y</sup>に対しては会社法429条1項に基づく損害賠償請求として、いずれも理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判官 横 山 真 通

これは正本である。

平成28年7月8日

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 山田 洋

